

徳島県情報公開審査会答申第191号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年11月28日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「桑野川拡張工事に寄る効果ケンショウした書類及び引堤効果を示す写真等含む（H26年度～現在まで）（県土阿南）」についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年12月9日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書については「公文書を作成し、又は所有しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年12月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

国の資料で、阿南庁舎提供資料と掲載しているのにないのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件公開請求の対象公文書の件名に示されている「桑野川拡張工事」は国が施工し

たものであるので、徳島県においてはその効果検証を行っておらず、また同工事（引堤工事）による「引堤効果」を示す写真等も存在しない。

審査請求人が審査請求の理由中で「国の資料で、阿南庁舎提供資料と掲載している」と主張している文書・写真については、県の資料であれば「阿南庁舎提供」の写真に掲載しているものがあり、本件公開請求の当時であれば「平成26年台風11号浸水痕跡マップ」が該当することから、「県の資料で、阿南庁舎提供写真と掲載している」に修正の上認める。しかし、「平成26年台風11号浸水痕跡マップ」に掲載された写真については那賀川及び加茂谷川に係る災害時の現場航空写真であり、河川が違う上に引堤効果を示す写真ではない。

また、国が作成した文書であって、本件公開請求の対象に該当する文書が存在する可能性は否定できないが、県は、そのような文書を取得し、又は保有していることは確認できていない。

以上により、実施機関は本件公開請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年9月28日	諮問
令和元年7月24日	審議（第163回審査会）
同 年 9 月 20 日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第164回審査会）
同 年 10 月 10 日	審議（第165回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求に係る公文書は、本件公開請求があった日以前に実施された桑野川拡張工事の引堤効果を示す写真その他同工事による効果を検証した書類であって平成26年度から本件公開請求があった日までに作成し、又は取得した文書（以下「本件対象文書」という。）である。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の内容を示す「桑野川拡張工事」について

本件対象文書の内容を示す「桑野川拡張工事」は、審査請求人が本件公開請求に当たって提出した公文書公開請求書に添付されている資料及び本件審査請求に当たって提出した審査請求書に添付されている資料から、平成11年に採択された桑野川災害

復旧等関連緊急事業及び平成14年に採択された桑野川床上浸水対策特別緊急事業によるものと推察される。

(2) 本件対象文書の作成について

これらの事業の施行者についてみると、桑野川における河川改修においては、旧河川法時代に那賀川とともに桑野川が国の直轄改修河川に選定されて以降、堤防工事等の大規模な改修工事は、国による直轄改修事業として実施されており、本件公開請求に係る引堤工事を含む桑野川拡張工事も国が実施したものと認められる。

したがって、桑野川拡張工事の施工者ではない徳島県（実施機関）は、第一義的にその事業効果を検証する立場にはなく、また、国とは別に県が独自に事業効果を検証する特段の必要性も認めにくいので、「徳島県において効果検証を行っておらず、また引堤効果を示す写真等も存在しない」とする実施機関の説明は特に不合理なものとは言えない。

(3) 本件対象文書の取得について

国において作成した本件対象文書を実施機関が何らかの方法で取得していたか、あるいは、本件対象文書のうち引堤効果を示す写真を実施機関が取得していたかについて、実施機関においてはそのような書類を確認できていないとしているが、当審査会による調査においても、国が作成した本件対象文書を確認することはできなかったことから、実施機関において本件対象文書を取得していたと認めるに足る事実は確認できなかった。

(4) 本件対象文書の特定について

審査請求人は、審査請求の理由中で「国の資料で、阿南庁舎提供資料と掲載している」と言及しているが、審査請求人から提出された資料には「阿南庁舎提供」と記載されているものはなく、他に特段の主張、説明もないことから具体的にどのような資料を指し示していたのかは定かではない。また、実施機関において、この点について審査請求人に補正や釈明を求めたという事実はうかがえないが、審査請求の理由において言及している「国の資料」の意味するものは、国が作成した桑野川拡張工事の効果検証をした資料か、あるいは、国が保有している資料であって徳島県又は第三者が作成した桑野川拡張工事の効果検証をした資料のいずれかであると考えられるので、結局のところ、(2)又は(3)で述べたとおりのことを理由として、実施機関においては本件対象文書を作成し、又は取得していたと認めるに足る事実はないことになる。

(5) 本件対象文書の保有について

実施機関においては、国が実施した桑野川拡張工事の引堤効果を示す写真その他同工事による効果を検証した書類を作成し、又は取得していないとする実施機関の主張・説明について、特に不自然・不合理と認められるところはなく、実施機関における文書の探索も不十分であるとは言えない。したがって、実施機関においては本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、実施機関がこれを作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した決定については、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者